



2024年8月9日

各位

会社名 理研ビタミン株式会社
代表者名 代表取締役社長 山木 一彦
(コード番号 4526 東証プライム)
問合せ先 経営企画部長 中川 裕一
兼経営企画室長
(TEL 03-5362-1315)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2024年8月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 37,100株
(3) 処分価額	1株につき2,511円
(4) 処分総額	93,158,100円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は執行役員を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、2024年8月9日開催の取締役会で株式付与E S O P信託（以下「E S O P信託」という。）の継続を決議しております。

E S O P信託の概要については、2024年8月9日付「取締役等に対する業績連動型株式報酬制度および執行役員に対するインセンティブ・プランの継続ならびに追加拠出に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、E S O P信託に対する金銭の追加拠出に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約（以下「本信託契約」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に執行役員に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は、2024年3月31日現在の発行済株式総数33,705,100株に対し0.11%（小数点第3位を四捨五入、2024年3月31日現在の総議決権個数305,002個に対する割合0.12%）となります。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は株式交付規程に従い執行役員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

【本信託契約の概要】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	執行役員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	執行役員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2018年8月27日（2024年8月に信託期間延長のため変更予定）
信託の期間	2018年8月27日～2024年9月（予定）（2024年8月の信託契約の変更により、2027年9月まで延長予定）
制度開始日	2018年9月1日
議決権行使	行使しないものとします。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2024年8月8日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である2,511円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議日直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上